

# 複合機賃貸借及び保守 仕様書

## 1. 概要

本仕様書は、複合機賃貸借及び保守について基本的な事項を示すものである。なお、詳細にわたり明記しない事項であっても、目的達成のために必要な性能等については、本仕様書の有無に関わらず受注者の責任において優秀なものを完備すること。

## 2. 賃貸借及び保守期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（60か月）

（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

## 3. 機器仕様、台数及び設置場所

別紙のとおり

## 4. 機種を選定について

この仕様書に記した機能を備えたものを最低条件とし、別紙「複合機賃貸借及び保守機器仕様」に示した月間使用予定枚数を上回って使用しても、トラブルを生じない性能のもので、最新鋭機を基に選定するものとする。

## 5. 共通事項

- (1) 納入する複合機は新品とする。
- (2) 当該機器が故障したときは、技術員を設置場所に派遣し、速やかに正常な状態に回復させること。
- (3) 修理作業は、原則当施設の業務時間内に行い、作業開始前及び終了時に発注者に報告すること。なお、終了時に実施日、機種名、機械番号、実施した修理の内容、交換部品、消耗品の機器への補給状況、メーター指示枚数等を記載した保守完了報告書を提出すること。
- (4) 当該機器に必要なインク等の消耗品はメーカー純正品とし、不足することのないように供給すること。
- (5) 賃貸借期間中、受注者を保険契約者とする動産総合保険を受注者の負担において付保すること。
- (6) 当該複合機を発注者が返還する時は、受注者は協議のうえ、複合機に記録されたデータについて、社会通念上確実な方法により完全消去し、データの消去及び複合機の撤去完了後、直ちに完了報告書を提出すること。
- (7) 賃貸借料請求時に、根拠となる枚数、内訳等を集計し報告すること。
- (8) 機器の設置にあたっては、発注者と日程を調整のうえ、業務等に支障のないよう実施すること。搬入時は必要に応じて床・壁に養生等の処置をすること。
- (9) 賃貸借期間開始までに正常に使用できるよう、機器の設置及び設定等を行い、適正な操作方法を始動すること。

## 6. リモート保守等

- (1) カウンター数の確認、消耗品の残量確認、エラー情報の確認等（以下「保守等」を、電話回線等を用いてリモートで行うこと。
- (2) 複合機とメーカー側サーバーとのデータ通信は受注者が用意する専用回線を用いそれらの費用は受注者の負担とする。
- (3) データ通信は保守等に必要最低限のもののみとし、暗号化通信で行うこと。
- (4) 通信の起動は複合機側からのみ行い、メーカー側サーバーから直接アクセスすることのないこと。また、外部ネットワークから持続不可能とすること。

## 7. 見積条件

- (1) インク・トナー費、メンテナンスボックス費、保守サービス費（故障時の修理・テストコピー費）、当該複合機の搬入・設置・調整費、賃貸借期間満了後の運搬撤去費は、受注者の負担とする。
- (2) 動産総合保険の付保に係る費用は受注者の負担とする。

## 8. 入札金額

- (1) 入札金額は1ヶ月の複合機賃貸借料金と保守料金の合計とし、使用枚数から算出すること。
- (2) 入札にあたっては、入札金額の内訳書を作成し提出すること。また、コピー料金の単価は小数点第2位までとする。なお、賃貸借料金及びコピー料金の月額(税抜)の1円未満は無効とする。
- (3) 落札後は、内訳書記載の単価を契約金額とする。また、機器の保守料金の最低使用枚数は設定しない。
- (4) 別紙「複合機賃貸借及び保守機器仕様」に示した月間使用予定枚数は今後の見込みにより算出したものであり、実際のコピー枚数を保証するものではない。

## 9. 支払い条件

支払は毎月後払いとし、料金の請求にあたり円未満の端数は切り捨てること。  
また、サービスエンジニアのテストコピーの使用枚数は、料金請求に係る複写枚数から控除すること。

## 10. その他

- (1) 機器の保守は、安全の確保に努めること。発注者の施設・設備に損害を与えた場合は、直ちに報告するとともに、発注者の指示によりこれを完全修復しなければならない。
- (2) 故障が多く発生し業務に支障をきたす場合は、同等なグレードの複合機と交換するものとする。
- (3) グリーン購入法への適合等、国等の定める環境基準に適合した製品であること。
- (4) 保守に係る業務を行う際は、記録媒体に蓄積した情報が流出しないよう万全の体

制をとること。保守業務を受注者以外に行わせる場合は、セキュリティ体制について事前に発注者の了解を得ること。

- (5) プリンタの設定は発注者の指示のもとで受注者が行うものとする。パソコン側の設定は発注者が行うものとする。そのために必要な情報は受注者が提供するものとする。
- (6) 本業務を行うにあたり不明な点が発生したとき、この仕様書に疑義が生じたとき又は定めのない事項については発注者と協議のうえ定めるものとする。